

令和5年度 第1回 中河内地域水防災連絡協議会

日 時 : 令和5年6月29日(木) 10:00~12:00

場 所 : 中河内府民センタービル 4階 大会議室

次 第

○開会

○議事

◆議 題

- 中河内地域水防災連絡協議会 規約改正(府八尾土木) 【資料1】
- 流域治水の推進について(府河川室) 【資料4】
- 5年間で実施する具体的な取組の進捗状況(府八尾土木) 【資料5】
- おおさかタイムライン防災プロジェクトについて(府河川室) 【資料6】
- 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について(府事業調整室) 【資料7】

◆報 告

- 行政ワーキングの結果報告(府八尾土木) 【資料2】
〈寝屋川流域協議会にて承認済み〉
- 流域治水プロジェクトの更新について(府八尾土木) 【資料3】
- 令和5年度における流域治水プロジェクトの取組に関する意向調査の結果について(府河川室) 【資料8】
- 各機関の取組報告(府河川室、管内市) 【資料9】
- 令和5年度大阪府水防計画の改定について(府事業調整室) 【資料10】
- 洪水浸水想定区域の指定拡大について(府河川室) 【資料11】
- 令和4年度河川施設の点検結果について(府八尾土木、府寝屋水工営所)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/kasensaboutenken/index.html>
- 令和5年度事業予定箇所について(府八尾土木、府寝屋水工営所) 【資料12】
- 個別避難計画作成支援について(府危機管理室) 【資料13】

◆情報提供

- 防災気象情報の改善に係る取組について(大阪管区气象台) 【資料14】

○その他

○閉会

中河内地域水防災連絡協議会規約 (案)

(名称)

第1条 本協議会の名称は、中河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、中河内地域において大阪府水防計画や治水施設の状況などの情報を防災・減災関係機関に提供するとともに、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、また、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会（以下「流域協議会」という。）で検討される流域治水プロジェクトとの取組の共有を図り、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資することを目的とする。

- 2 前項の「中河内地域」とは、東大阪市域、八尾市域及び柏原市のうち大和川以北の市域をいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組織)

第3条 協議会は、「中河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会では、「中河内地域」における下記の事項を連絡協議する。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

- 2 協議会では、前項のうち流域協議会において検討される取組以外の主として避難・水防等に関する対策を連絡協議する。とりまとめた内容は、流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映する。

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「中河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員の内から会長が指名しこれに当たる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第10条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第11条 事務局は、大阪府八尾土木事務所が行う。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

平成 3年 5月24日制定

平成30年 2月16日水防法改正に伴う大規模氾濫減災協議会機能付加

令和 4年 3月25日改正

令和 4年 7月22日改正

令和 5年 月 日改正

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪府八尾土木事務所長
大阪府八尾土木事務所地域防災監
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
大阪府中部農と緑の総合事務所長
大阪府藤井寺保健所長
東大阪市長
八尾市長
柏原市長
東大阪市消防局長
八尾市消防長
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長

(国関係)

淀川河川事務所長
大和川河川事務所長
大阪管区气象台長

(水防事務組合)

恩智川水防事務組合 事務局長
大和川右岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

布施警察署長
河内警察署長
枚岡警察署長
八尾警察署長
柏原警察署長

(指定公共機関)

西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部 **阪奈支社長**
近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長
西日本電信電話株式会社関西支店災害対策室室長
関西電力送配電株式会社大阪支社東大阪地域総括長
大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部マネジャー

(別表2)

(水防担当)

大阪管区気象台気象防災部気象防災情報調整官
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課参事
大阪府都市整備部下水道室事業課長
大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長
東大阪市土木部長
八尾市都市整備部長
柏原市都市デザイン部長
恩智川水防事務組合 事務局長

(治水施設整備担当)

淀川河川事務所流域治水課長
大和川河川事務所事業対策官
大阪府都市整備部河川室河川整備課参事
大阪府八尾土木事務所建設課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
東大阪市土木部長
東大阪市上下水道局下水道部長
八尾市下水道部長
柏原市上下水道部長

(危機管理担当)

大阪府政策企画部危機管理室防災企画課参事
大阪府八尾土木事務所地域防災監
東大阪市危機管理監
八尾市危機管理監
柏原市政策推進部危機管理監

規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(付則)</p> <p>平成 3年 5月 24日制定</p> <p>平成 30年 2月 16日水防法改正に伴う大規模氾濫減災 協議会機能付加</p> <p>令和 4年 3月 25日改正</p> <p>令和 4年 7月 22日改正</p> <p>別表 1 (第 6 条関係)</p> <p>(指定公共機関) 西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部工務次長 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長 西日本電信電話株式会社関西支店 災害対策室室長 関西電力送配電株式会社大阪支社東大阪地域総括長 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部マネ ジャー</p>	<p>(付則)</p> <p>平成 3年 5月 24日制定</p> <p>平成 30年 2月 16日水防法改正に伴う大規模氾濫減 災協議会機能付加</p> <p>令和 4年 3月 25日改正</p> <p>令和 4年 7月 22日改正</p> <p>令和 5年 月 日改正</p> <p>別表 1 (第 6 条関係)</p> <p>(指定公共機関) 西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社長 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長 西日本電信電話株式会社関西支店 災害対策室室長 関西電力送配電株式会社大阪支社東大阪地域総括長 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部マネ ジャー</p>	

現行規約	改正案規約	備考
<p>別表2（第7条関係）</p> <p>（水防担当）</p> <p>大阪管区気象防災部気象防災情報調整官 大阪府都市整備部事業調整室都市防災課参事 大阪府都市整備部下水道室事業課長 大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 東大阪市土木部長 八尾市都市整備部長 柏原市都市デザイン部長 恩智川水防事務組合 事務局長</p> <p>（治水施設整備担当）</p> <p>淀川河川事務所調査課長 大和川河川事務所事業対策官 大阪府都市整備部河川室河川整備課参事 大阪府八尾土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 東大阪市土木部長 東大阪市上下水道局下水道部長 八尾市下水道部長 柏原市上下水道部長</p>	<p>別表2（第7条関係）</p> <p>（水防担当）</p> <p>大阪管区気象防災部気象防災情報調整官 大阪府都市整備部事業調整室都市防災課参事 大阪府都市整備部下水道室事業課長 大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 大阪府東部流域下水道事務所建設課長 大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長 東大阪市土木部長 八尾市都市整備部長 柏原市都市デザイン部長 恩智川水防事務組合 事務局長</p> <p>（治水施設整備担当）</p> <p>淀川河川事務所流域治水課長 大和川河川事務所事業対策官 大阪府都市整備部河川室河川整備課参事 大阪府八尾土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 東大阪市土木部長 東大阪市上下水道局下水道部長 八尾市下水道部長 柏原市上下水道部長</p>	

【報告事項】 行政WG事務レベル協議の結果

令和5年度 第1回 中河内地域水防災連絡協議会行政WG事務レベル協議

日時：令和5年4月26日（水）10：00～11：30

場所：中河内府民センター 4階 大会議室

（議事概要）

議題

1. 流域治水の推進について
 - ・令和5年度の大阪府の主な取組（案）について説明を行った。
2. 5年間で実施する具体的な取組の進捗状況について
 - ・とりまとめた資料について説明を行い、確認を依頼するとともに、協議会資料においては、関係機関個別の取組状況は記載しないことを説明した。
3. 流域治水プロジェクトの更新について
 - ・寝屋川流域協議会四部会合同会議にて説明された寝屋川流域における流域治水プロジェクト（素案）について、説明を行った。本件は、協議会の場では、寝屋川流域協議会にて審議された結果について報告することをあわせて説明した。
4. おおさかタイムライン防災プロジェクトについて
 - ・既に作成済みの広域タイムラインでは、訓練等の実施による振り返りの充実を、市町村タイムラインについては、未作成の9市町での作成を目指すこととし、コミュニティタイムラインについては、府内43市町村で1ヶ所ずつの作成を目指すことを説明した。
5. 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について
 - ・地域防災計画への位置づけ、避難確保計画の策定、避難訓練の実施依頼について説明を行った。

報告

1. 各機関の取組報告
2. 令和5年度大阪府水防計画の改定について
3. 洪水浸水想定区域の指定拡大について
4. 令和4年度河川施設の点検結果について
5. 令和5年度事業予定箇所について

情報提供

1. 防災気象情報の改善に係る取組について
2. 地方債の活用について

以上

淀川水系 寝屋川ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

●寝屋川ブロックでは、流域水害対策計画に基づき、府・市が一体となった「流域治水」を推進する。

【短期】 河川改修等の推進に加え、浸水想定区域等の指定を行う

【中期】 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、流域調節池および雨水貯留施設整備の推進。

【中長期】 時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぎ、減らすための対策	河川改修、地下河川・下水道増補幹線の整備、遊水池・流域調節池の整備	大阪府	法善寺多目的遊水池（Aゾーン）の概成	布施公園調節池、加納元町調節池の概成	
	河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持	大阪府			
	流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備	大阪府・寝屋川市等			
	校庭貯留などの雨水貯留施設	流域市			
	ため池及び農業用施設等の治水活用	流域市・民間			
	雨水貯留浸透施設の整備	民間			
	砂防事業・治山事業の実施	大阪府			
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・流域市			
	水害リスクの低い地域への居住誘導（立地適正化計画の策定等）	流域市	流域水害対策計画の変更（R8年度までに）		
	貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定（ <u>流域水害対策計画の変更</u> ）	大阪府・流域市			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・広域、市町村、地域タイムラインの策定・運用 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・流域市・民間・ <u>気象台</u>	大阪市タイムラインの策定（R4）	洪水浸水想定区域指定拡大完了（R6年度）	区域の指定（R9年度）
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・流域市		雨水出水浸水想定区域図作成・公表（R7年度）	

※ 短期：5年、中期：10年、中長期：20～30年

淀川水系寝屋川ブロック

流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】

～特定都市河川浸水被害対策法に基づき、流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備



約91%
※整備計画目標流量ベース
(令和4年度末時点)

農地・農業用施設の活用



2市
(令和4年度末時点)

流出抑制対策の実施



流域対応量400万㎡
に対する進捗率
約34.5%
(令和4年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流出災害対策



治山対策 5箇所
土石流対策 9施設
(令和4年度実施)

立地適正化計画に
おける防災指針の作成



3市
(令和4年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 27河川
雨水出水
浸水想定区域 0団体
(令和4年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保
計画 洪水 8173施設
土砂 188施設
高潮 3394施設
避難訓練 2070施設
※洪水、土砂、高潮の重複を含む
(令和4年9月末時点)

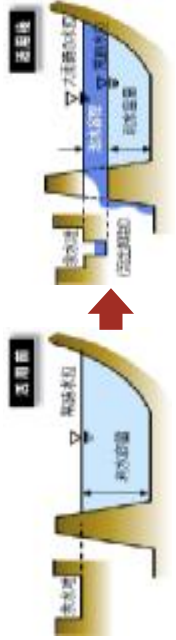
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

ため池の治水活用（恩智惣池）



余水吐を切り欠く
(■500×500)

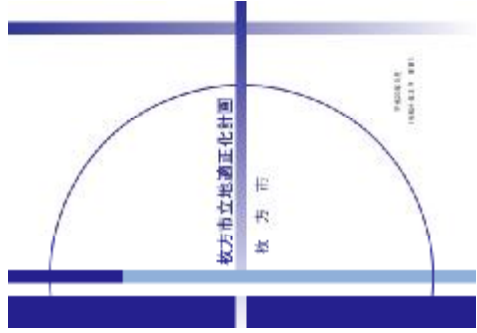
平成30年7月豪雨時に、恩智惣池下流部の大西川から溢水し、周辺の道路冠水が発生したことを受け、寝屋川流域総合治水対策の一環として、恩智惣池の治水活用を検討を行った。水利組合協力のもと、余水吐きに50cm四方の切り欠きを設け、常時水位を低下させることで2,100㎡の貯留効果を発揮し、下流部の被害軽減に寄与している。



被害対象を減少させるための対策

枚方市の立地適正化計画策定の取組

枚方市では、令和4年3月に立地適正化計画を変更し、土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定区域の一部を居住誘導区域から除外するほか、災害リスクの高い地域を居住誘導区域に設定する場合は、防災指針を作成し、防災まちづくりの取組方針を定めている。



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

寝屋川流域大規模水害タイムラインの取組

寝屋川流域では、大阪府や流域市に加え、大阪管区気象台、警察、報道機関、鉄道、ライフライン事業者などの関係者とともに「寝屋川流域大規模水害タイムライン」を策定した。タイムラインの運用に加え、情報伝達訓練やタイムラインのふりかえりを実施している。



項目	内容
1	発生
2	発生後1時間以内
3	発生後2時間以内
4	発生後3時間以内
5	発生後4時間以内
6	発生後5時間以内
7	発生後6時間以内
8	発生後7時間以内
9	発生後8時間以内
10	発生後9時間以内
11	発生後10時間以内
12	発生後11時間以内
13	発生後12時間以内
14	発生後13時間以内
15	発生後14時間以内
16	発生後15時間以内
17	発生後16時間以内
18	発生後17時間以内
19	発生後18時間以内
20	発生後19時間以内
21	発生後20時間以内
22	発生後21時間以内
23	発生後22時間以内
24	発生後23時間以内
25	発生後24時間以内
26	発生後25時間以内
27	発生後26時間以内
28	発生後27時間以内
29	発生後28時間以内
30	発生後29時間以内
31	発生後30時間以内
32	発生後31時間以内
33	発生後32時間以内
34	発生後33時間以内
35	発生後34時間以内
36	発生後35時間以内
37	発生後36時間以内
38	発生後37時間以内
39	発生後38時間以内
40	発生後39時間以内
41	発生後40時間以内
42	発生後41時間以内
43	発生後42時間以内
44	発生後43時間以内
45	発生後44時間以内
46	発生後45時間以内
47	発生後46時間以内
48	発生後47時間以内
49	発生後48時間以内
50	発生後49時間以内
51	発生後50時間以内
52	発生後51時間以内
53	発生後52時間以内
54	発生後53時間以内
55	発生後54時間以内
56	発生後55時間以内
57	発生後56時間以内
58	発生後57時間以内
59	発生後58時間以内
60	発生後59時間以内
61	発生後60時間以内
62	発生後61時間以内
63	発生後62時間以内
64	発生後63時間以内
65	発生後64時間以内
66	発生後65時間以内
67	発生後66時間以内
68	発生後67時間以内
69	発生後68時間以内
70	発生後69時間以内
71	発生後70時間以内
72	発生後71時間以内
73	発生後72時間以内
74	発生後73時間以内
75	発生後74時間以内
76	発生後75時間以内
77	発生後76時間以内
78	発生後77時間以内
79	発生後78時間以内
80	発生後79時間以内
81	発生後80時間以内
82	発生後81時間以内
83	発生後82時間以内
84	発生後83時間以内
85	発生後84時間以内
86	発生後85時間以内
87	発生後86時間以内
88	発生後87時間以内
89	発生後88時間以内
90	発生後89時間以内
91	発生後90時間以内
92	発生後91時間以内
93	発生後92時間以内
94	発生後93時間以内
95	発生後94時間以内
96	発生後95時間以内
97	発生後96時間以内
98	発生後97時間以内
99	発生後98時間以内
100	発生後99時間以内
101	発生後100時間以内

寝屋川流域大規模水害タイムライン



タイムラインふりかえりWG

- ▶ あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要
- ▶ 下水道局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有し、流域治水プロジェクトを充実・強化していく

(これまでの取組み)

- 令和3年度に水防災連絡協議会及び寝屋川流域協議会で府内26ブロックの流域治水プロジェクトを策定
- 令和4年度に流域治水プロジェクトを更新し、令和5年度の水防災連絡協議会で承認を得る予定

◆ 令和5年度の大阪府の主な取組み ◆

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

流域治水プロジェクトの充実・強化

① 河川整備計画に基づくハード対策の推進

当面の治水目標達成を目指すし、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づき河川整備計画のメニューを推進

※限られた予算の中で、効果的・効率的に整備を進める方策を検討

気候変動を踏まえた治水対策の検討

河川整備審議会において現在の治水対策を検証し、降雨量の増大などを考慮した外力の想定と対応方針を決定

※気候変動の影響を検証し、いつ計画を見直すかを検討

② 洪水浸水想定区域の指定拡大（水防法）

令和4年度末105河川を指定済み。令和6年6月を目標に全河川を指定予定

※指定に伴う警戒避難体制構築のため、水位計・キキクルによる水位情報提供の手続きを進める

③ 特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）

寝屋川流域以外に新たに指定を進める

※指定によるハード整備の加速化と規制の強化（概ね5年で指定：国方針）

※市町村のニーズを踏まえて指定検討を進める

④ リスク周知の継続

洪水リスク等の周知を継続し、令和5年4月から本格運用を開始した水防災情報システムを活用した避難行動支援を実施

※水防災情報の活用を促進するため、地域ワークショップ・出前講座などの機会をとりえて周知を実施

⑤ タイムラインの充実

広域タイムラインの運用・振り返りにより充実化と市町村等のタイムライン作成を支援（令和4年度末：市町村34/43、コミュニティ18市町村63地区）

※すべての市町村でタイムラインが策定されるよう支援

河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す

治水専門部会、河川整備審議会の審議を経て方針決定

令和5年度末に3河川を指定

指定によるメリット・デメリットを整理し、モデル流域を選定

4月から新システムを運用開始

あらゆる機会をとりえてリスク周知・水防災情報活用を促進

市町村タイムライン 令和5年度末に未策定のタイムライン完成

コミュニティタイムライン 令和5年度末に全市町村1地区で策定

市町村との調整 地区選定、地元調整 策定作業

▶ 河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
▶ 管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む

土木事務所（地域支援・企画課長）

河川室河川整備課参事

河川砂防グループ

地域支援・防災グループ

計画グループ

「河川法」

に基づく河川整備

「砂防法」等

に基づく土砂災害対策

流域治水のハード対策を担当
当面の治水目標達成に向け、「防ぐ」施策を推進
今後の土砂災害対策の進め方に基づく「防ぐ」施策を推進

「水防法」

に基づく防災対策

「まちづくりの支援」

<防災対策>

- ▶ 風水害
- ▶ 地震

<まちづくり・地域支援>

- ▶ 都市計画事業認可
- ▶ 管内市町村のにぎわいづくり、まちづくりに関すること

「特定都市河川浸水被害対策法」等の
「流域治水関連法」

に基づく流域治水の対策の具体化

市町村が行う制度設計や運用を支援

- ・地区計画制度において定める「雨水貯留浸透施設の規模」や「建築物に対する居室や地盤面の高さの限度」
- ・農業用ため池の貯留機能を治水に有効活用するために必要な改築費の「助成制度の創設」 など

- ▶ 立地適正化計画における防災指針策定
- ▶ 水害に強いまちづくりの推進
- ▶ ダム事前放流の調整
- ▶ ため池等既存ストックの治水活用の推進
- ▶ 洪水浸水想定区域の指定
- ▶ 特定都市河川、特定都市河川流域指定

※管内市町村との意見交換を密にし、各主体の流域治水の取組みの促進と特定都市河川指定に向けた調整を実施

流域治水

「特定都市河川浸水被害対策法」等の「流域治水関連法」に基づく治水対策の方向性整理

R3.5に公布された流域治水関連法と国の示す流域治水推進行動計画に基づき、大阪府がR4.3に策定した流域治水プロジェクトを充実させるとともに、特定都市河川の指定流域等を選定

▶ リスク周知等

想定最大規模降雨による洪水ハザードマップ等の作成・周知

ほか

▶ 土地利用誘導

立地適正化計画における防災指針の策定

ほか

▶ 要配慮者利用施設の避難確保計画

計画策定や避難訓練実施の支援

ほか

▶ 特定都市河川の指定

モデル流域や指定候補の検討・抽出

ほか

市町村

- ▶ 寝屋川流域を除く37市町村に対し、特定都市河川に関するアンケート調査を実施（R5.1）
- ▶ アンケートの結果も踏まえ、堺市など10市町で意見交換を実施（R5.3）

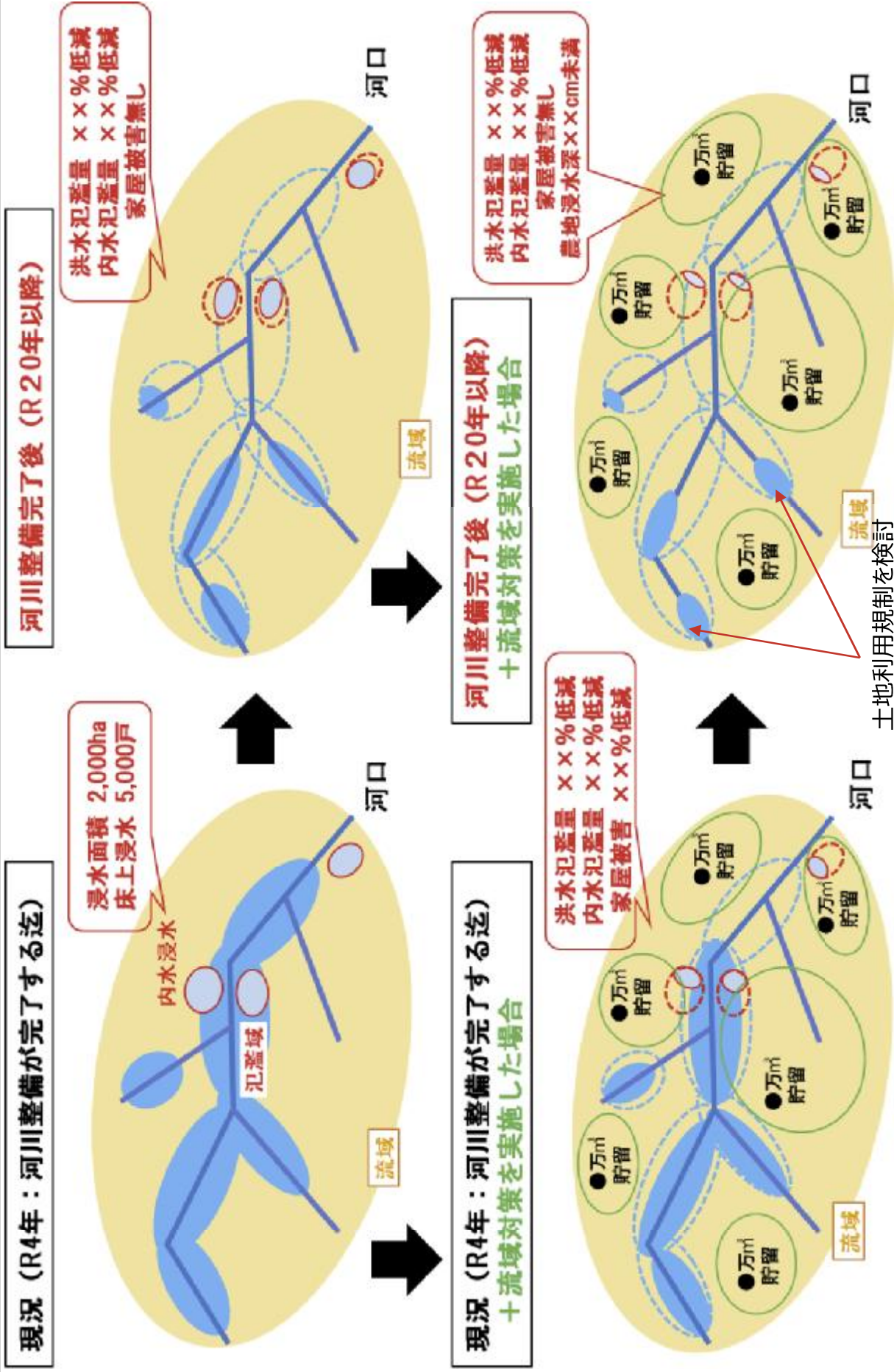
◆ アンケート内容と結果(主なもの)

- 保全調節池の指定 ⇒ 指定を検討したい 3市
- 貯留機能保全区域の指定 ⇒ 指定を希望する土地はない 37市町村
- 浸水被害防止区域の指定 ⇒ 指定を希望する土地はない 37市町村
- 特定都市河川の指定 ⇒ 指定に関心があり意見交換を希望する 8市町
- その他の意見(主なもの)
 - ・洪水による浸水地域は、居住誘導区域から除外すべきだが、居住者がいるため、治水対策が必要
 - ・特定都市河川制度と同様に、民間事業者による雨水流出抑制施設の設置を促進していきませんが、法的根拠のない行政指導であることや税制優遇などのインセンティブがないことから、設置が進まない
 - ・浸水被害が大きい箇所が存在。敷地問題等で貯留施設の設置ができず、解決策が見いだせない
 - ・特定都市河川の指定に伴う土地利用制限が、まちの成長・発展に大きく影響を及ぼすことから、指定を希望しない

◆ 意見交換結果(主なもの)

- 流出抑制を行いたい、中心市街地の雨水の排出先が淀川本川のため、法指定による制度活用のメリットが少ない
- 内水対策に一部課題を抱えている。特定都市河川制度は、市下水としてもメリットが大きい
- 市内で流出抑制を行いたい。特定都市河川の適用可否を考えた
- 石津川流域の浸水や準用河川の治水対策など課題は多く特定都市河川の適用可否を考えていた
- 河川の背水による水路の溢水が懸念。寝屋川流域のような流出抑制がしたい
- 特定都市河川制度により、地元で不要となった、ため池を治水活用できないか
- 内水に課題がある地区があるが、抜本的な対策ができない。ため池を活用できないか考えている
- 市内全てが市街化区域であり、流出抑制施設を整備する土地がない

- ▶ 内水及び外水の現況のリスク、施設整備 (河川・下水) 後のリスクを評価
- ▶ 流域対策による効果を検証し、内水浸水に対する流域対策のメリットを提示
- ▶ 残るリスクについて土地利用規制等を検討



目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容		
事項				
具体的な取組				
（1）円滑かつ迅速な避難のための取組				
①情報伝達、避難計画等に関する事項			目標期間	進捗状況
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの運用及び効果的な体制づくり）	大阪府と各市とのホットラインを実際の運用から効果を検証し、課題に応じて見直しを行うなど、より効果的な体制を目指す。		R4.4～R9.3	実施済
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの運用及び効果的な体制づくり）	大阪府と各市とのホットラインを実際の運用から効果を検証し、課題に応じて見直しを行うなど、より効果的な体制を目指す。		R4.4～R9.3	実施済
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）（土砂災害タイムライン）【市域】	【避難指示型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 構築したタイムラインを効果の検証を兼ねて運用し、課題に応じて見直しを行うなどの体制を目指す。		R4.4～R9.3	実施中
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）（土砂災害タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの策定】 地区防災計画の作成や地域版ハザードマップの作成など、地域における様々な取り組みを通じて地域でのタイムライン策定を目指す。		R4.4～R9.3	実施中
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 構築した地域の取り組み(タイムライン)を効果の検証を兼ねて運用し、実効性を課題に応じて見直しを行うなどの体制づくりの支援。		R4.4～R9.3	実施中
ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供 情報提供の用語、内容等の見直し	【情報提供の拡大】		R4.4～R5.3 (水防災システム)	実施済
	・水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新）。 ・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイトの作成。 ・防災情報の用語や表現内容の適宜見直し（国・気象台）。		R4.4～R9.3	実施済
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害、土砂災害）	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ及び避難確保計画策定。 ・施設管理者等に避難訓練等を毎年実施させ、その実施結果が報告される体制の構築を目指す。		R4.4～R9.3	実施済
				実施中

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表（案）

具体的な取組の柱			
事項	主な取組内容		
具体的な取組			
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成。	R4.4~R9.3	実施中
基礎調査の実施、公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	・平成28年9月末に府内の指定が完了し、平成29年度より地形の改変などの有無を調査。全国的に区域の指定がない箇所でも災害が発生していることを受け、令和3年度から高精度の地形情報を用いて危険箇所を抽出し、令和5年度から抽出された危険箇所の調査を順次実施する予定。	R4.4~R9.3	実施予定
水害ハザードマップの作成、周知、活用（水害） ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【水害ハザードマップの作成と周知】	R4.4~R9.3	実施済
	・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図を、水害ハザードマップの更新に合わせて当該浸水想定を反映・周知。		
	・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。		実施済
	【土砂災害ハザードマップの作成と周知】 ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を新たに指定または見直した場合、その区域にある市において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知を行う。 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。	R4.4~R9.3	実施済
災害リスクの現地表示	まるとまちごとハザードマップの設置事例や活用事例について共有を図り、現地表示を検討	R4.4~R9.3	実施中
防災教育の推進	・地域防災計画に定めた学校等に対して、避難をはじめとした防災訓練や出前講座などによる防災教育を実施。	R4.4~R9.3	実施済
共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	・地域での防災訓練や出前講座、自主防災組織リーダー研修などの実施。 ・防災部局と福祉等関係部局が連携し地域の避難体制などを調整、個別避難計画の作成を促進。	R4.4~R9.3	実施中
住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・地域での防災訓練や出前講座を通じて住民の防災意識醸成を図り、マイタイムライン作成の促進を実施。	R4.4~R9.3	実施中

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表（案）

具体的な取組の柱			
事項	主な取組内容		
具体的な取組			
（２）被害軽減の取組			
水防体制の強化に関する事項			
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・河川巡視点検を実施し、あわせて重要水防箇所を確認。必要に応じて重要水箇所の見直しを実施 ・水防資機材については、河川管理者、水防管理者に備蓄状況等を確認。	R4.4～R9.3	実施済
水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	・水防団への参画を促す具体的な広報を検討、実施。 ・水防団員の処遇改善への取り組み。	R4.4～R9.3	実施中
水防訓練の充実	・地域に応じた活動を想定し、訓練の実施や装備の充実を図る。 ・地域住民の参加促進を図る。	R4.4～R9.3	実施中
水防関係者間での連携、協力に関する検討	・多機関連携型タイムラインなどの訓練を実施し、水防関係機関の連携、協力体制推進に取り組む。	R4.4～R9.3	実施中
（４）減災・防災に関する国の支援			
減災・防災に関する国の支援			
災害時及び災害復旧に対する支援	災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る。 大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新。	R4.4～R9.3	実施中
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた調整。	R4.4～R9.3	実施予定
補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強補助制度について、HP、広報への掲載、地域への働きかけなどを積極的におこない制度の活用を推進する。	R4.4～R9.3	実施予定

おおさかタイムライン防災プロジェクト

タイムラインとは

大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したものです。

プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類し、先行取り組み（リーディングプロジェクト）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めている。

広域タイムライン 5/5地域<豊屋川流域、神崎川流域、安威川流域、南河内地域、大津川流域、大阪湾（泉州）高潮> 比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したものです。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

市町村タイムライン 34/43市町村 一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したものです。市町村の各部署が参画し、作成。

コミュニティ（地域）タイムライン 18市町村、63地区 自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したものです。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

課題と対応

タイムライン分類	課題	対応
広域	<ul style="list-style-type: none"> タイムラインを活用した訓練の実施 タイムラインの改善 	<ul style="list-style-type: none"> 全てのタイムラインで訓練を実施 実際の水害対応を踏まえ、改善を実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村でのタイムライン作成 タイムラインの活用、改善 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村への作成の働きかけ、支援 実際の水害時の活用、ふりかえり、改善を実施
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 地区数が多く作成が十分に進んでいない ノウハウが十分でない場合がある 優先的に作成の対象とするリスク（土砂・洪水）の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 事例集の活用等により横展開 講師、ファシリテーターの派遣支援 地区単位ハザードマップ作成済地域での作成促進

これまでの取り組み

キックオフ
平成29年3月
おおさかタイムライン防災プロジェクトシンポジウム

神崎川流域

令和3年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト

**貝塚市旭地区
高潮タイムライン**
平成29年3月
策定・運用開始



大阪湾沿岸（泉州）高潮
令和2年8月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト

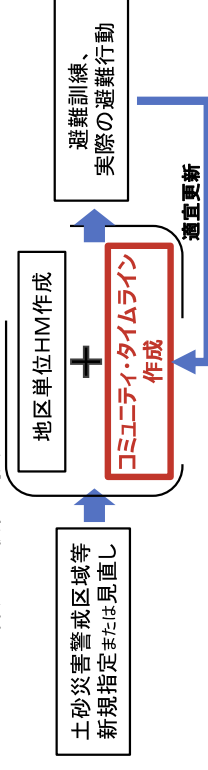
**河内町
土砂災害タイムライン**
平成30年6月
策定・運用開始



今後の展開

広域タイムラインについては、訓練未実施の2流域における訓練の実施、市町村タイムラインについては、未作成の9市町村での完成、コミュニティタイムラインについては、未作成の市町における作成を目標とし、府は引き続き必要な支援を実施する。

特にコミュニティタイムラインについて、土砂災害は洪水と比較し、リスクの範囲が限定され、地域単位で避難計画を作成することが有効であるため、土砂災害警戒区域等の新規指定又は見直しを行った箇所や、これまで地区単位ハザードマップ作成済の地域に対し、重点的にコミュニティタイムライン作成の取組を拡げていく。



資料6

令和5年4月 河川整備課計画グループ

安威川流域

令和元年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト

豊屋川流域
平成30年8月
策定・運用開始



南河内地域（石川流域外）
令和2年3月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト

大津川流域
令和3年3月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト

高槻市
令和3年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト

高石市
令和3年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト

高石市
令和3年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト

高石市
令和3年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト

高石市
令和3年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト

高石市
令和3年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト

高石市
令和3年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト

高石市
令和3年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト

高石市
令和3年9月
策定・運用開始

コミュニティタイムライン作成状況



令和5年度 おおさかタイムライン防災プロジェクトの取組について

◆広域タイムライン

- 令和3年度に府内全ての広域タイムラインの策定が完了し、タイムラインの運用を実施（寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、泉州高潮）
- 出水期、台風期に備えて訓練の実施をお願いします。
- 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆市町村タイムライン

- 策定状況：34/43市町村 未策定9市町
- 令和5年度中に、未策定のタイムラインの完成をお願いします。
- 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆コミュニティタイムライン

- 策定状況：令和4年度末までに18市町村、63地区で作成済み
- 地区単位ハザードマップ（土砂災害）作成済みの箇所や、土砂災害警戒区域等の新規指定、範囲の見直しを行った箇所、訓練を実施している箇所等を重点に、作成の取組をお願いします。
- 土砂災害警戒区域等の指定箇所がない市町では、洪水リスクに対するタイムラインの作成をお願いします。
- 令和5年度中に、全市町村において少なくとも1地区で策定できるように、新たな作成地区の選定をお願いします。

地区単位ハザードマップ



+

コミュニティタイムライン

緊急の状況	緊急時	非常時	事後対応
<ul style="list-style-type: none"> 地震発生直後～1週間 大規模な揺れによる被害発生 ライフラインの断絶 避難場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への支援 避難場所の確保 生活必需品の配布 避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への支援 避難場所の確保 生活必需品の配布 避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への支援 避難場所の確保 生活必需品の配布 避難所の運営
<ul style="list-style-type: none"> 大雨による洪水 土砂災害 津波 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所の確保 生活必需品の配布 避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への支援 避難場所の確保 生活必需品の配布 避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への支援 避難場所の確保 生活必需品の配布 避難所の運営
<ul style="list-style-type: none"> 大規模な火災 大規模な地震 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所の確保 生活必需品の配布 避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への支援 避難場所の確保 生活必需品の配布 避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への支援 避難場所の確保 生活必需品の配布 避難所の運営

●R5年度スケジュール

- 5～6月：市町村との作成方法の確認、実施調整
- 6～8月：対象地区の選定、地元との実施調整
- 9月～：作成着手

1 背景・経過

- 平成21年7月 山口豪雨災害
 - ・土石流により特別養護老人ホームの入所者 7 名が犠牲
- 平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害
 - ・北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲
- 平成29年6月 水防法等の一部を改正する法律
 - ・**要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け**
- 令和2年7月 豪雨災害
 - ・熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲



山口県防府市
(ライクケア高砂)



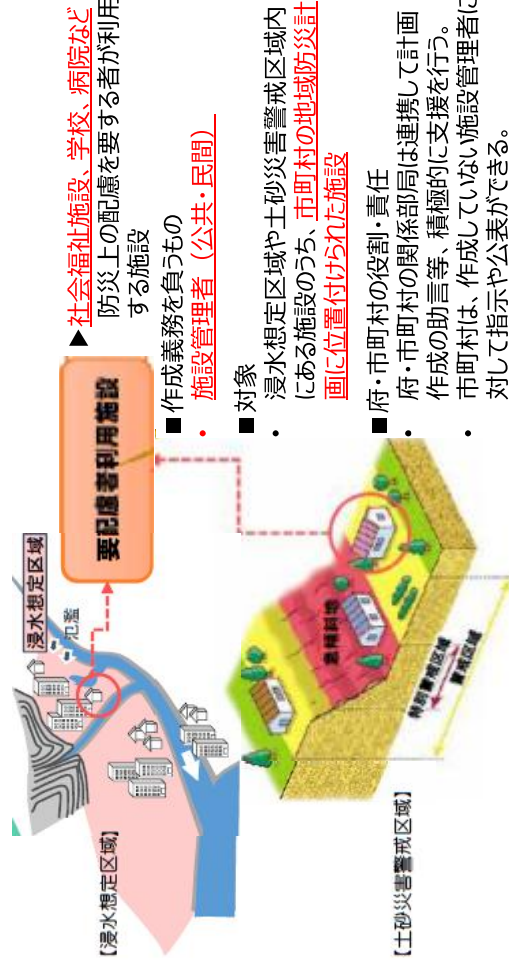
岩手県泉町
(楽ん楽ん)



熊本県球磨村
(千寿園)

2 法令の概要

- 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正
 - ⇒浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が令和3年7月15日に改正
 - ⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための避難訓練の報告義務化
 - ⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、市町村長による助言・勧告が可能に



3 進捗状況

■大阪市内の計画作成、訓練実施状況（令和4年9月末時点）

	水防法（洪水）		水防法（高潮）		土砂法		合計	
	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練
対象施設数	10,582		3,998		362		14,942	
作成・実施済み	10,115	2,588	3,768	289	100	347	14,230	2,977
作成・実施率	96%	24%	94%	7%	96%	28%	95%	20%

【参考】計画作成率の全国平均（令和4年9月末時点）：水防法（洪水）：85%、土砂法：85%
 ※対象施設数は、令和4年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

4 作成促進に向けた取り組み（これまで）

■市町村が開催する講習会における技術的支援



■解説動画の紹介



※コロナ禍での作成支援ツール

5 今後の展開

- 避難確保計画作成の推進
 - ・**計画未作成の施設や新たに対象となる施設に対して計画作成を促進**
 - ※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続
- 地域防災計画への適切な施設の位置づけ
 - ・地域防災計画への位置付けができていない**市町村においては速やかな位置付けを依頼**
- 避難訓練の実施促進による取組の強化
 - ・訓練実施、訓練結果報告について、**施設への依頼文書発出を市町村へ依頼**
 - ・モデルとなる施設での避難訓練実施支援、訓練事例を協議会等で紹介

これらの取組を大阪府も支援

取組内容

河川の防災情報を提供するHPをリニューアルし、避難や水防活動に資する情報提供を充実化

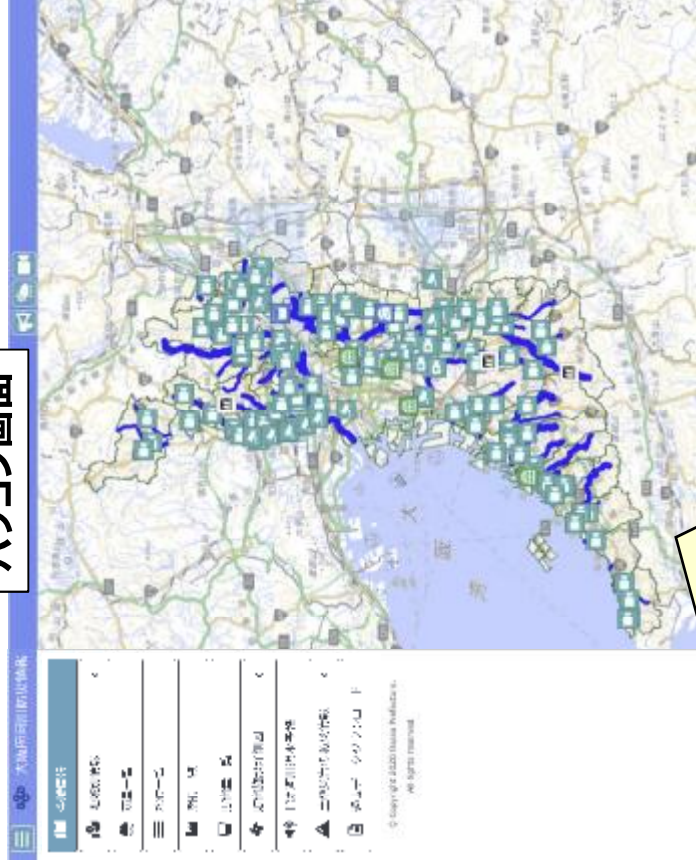
大雨の際に府民の皆さんが躊躇なく避難行動をとれるように、雨量、河川水位や河川カメラ画像などの河川防災情報を公開しています。（英語対応）

<https://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/public/ja/gis.html>



令和4年12月～ ホームページを大幅リニューアル

パソコン画面

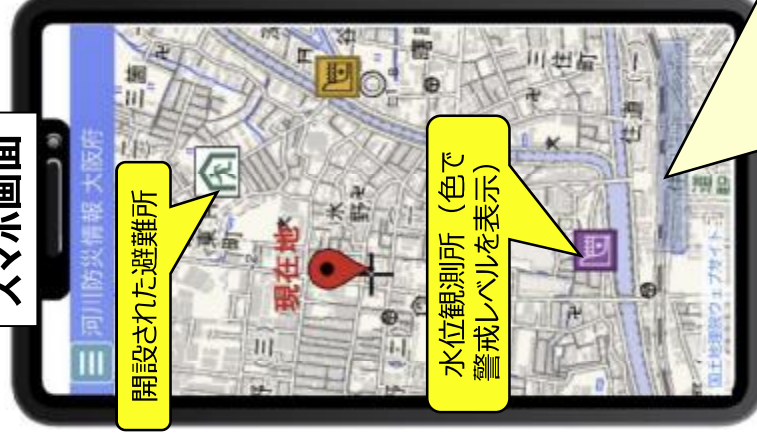


新ホームページの改良点①

～閲覧可能情報の追加～

これまで閲覧できた水位、雨量、貯留施設（ダム等）状況に加え、新たに**洪水リスク表示図、土砂災害警戒区域、土砂災害の防災情報**
降水ナウキャスト、水門・鉄扉等施設の開閉状況、開設避難所情報
が同一画面上で閲覧可能に！

スマホ画面



開設された避難所

水位観測所（色で警戒レベルを表示）

新ホームページの改良点②

～スマートフォンに対応～

スマホ専用画面を新たに作成
スマホの位置情報から**自分の位置、周囲の河川状況、開設された避難所の位置**が一目で分かる！

水位情報閲覧画面



10分間で約1mも水位上昇

新ホームページの改良点③

～リアルタイム化～

水位情報の提供を**10分⇒1分**間隔に短縮
リアルタイムで水位が確認できる！

取組内容 水害対応タイムラインの策定

令和5年3月 八尾市各班マニュアル(※1)に「八尾市大規模水害タイムライン」を追記。各班が大規模水害に対応するため、取るべき具体的行動を時系列にまとめた。その中で高齢者等避難や避難指示についても触れており、避難情報発令のタイミングや市役所全体の動きをより明確化することができた。それに伴い、市民に対して迅速な避難情報の伝達や避難行動を促すことが可能となり、被害減少につながると考えている。

※1 八尾市では大規模災害発生時、課の枠組みを超えて、「班」を構成する。各班マニュアルはその班が発災時に実施する業務をマニュアル化したものである。

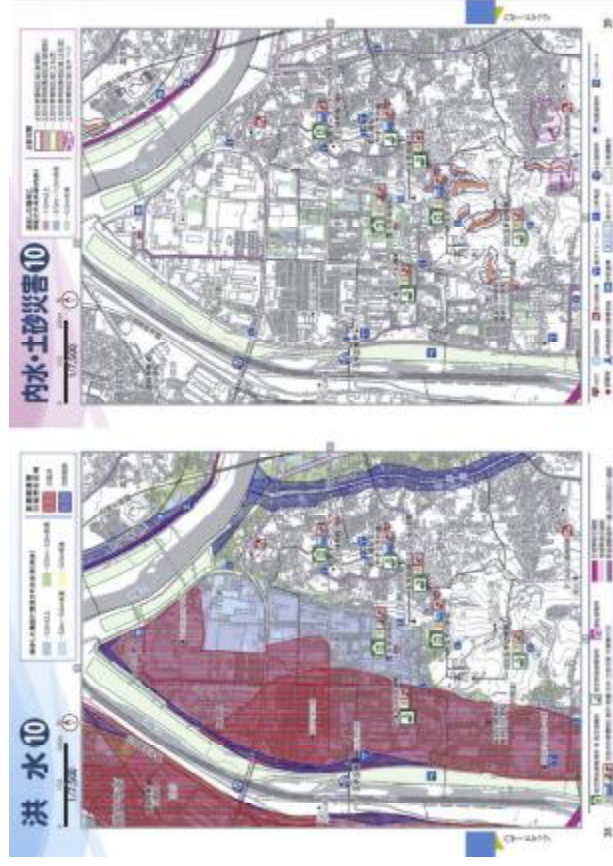
取組内容 柏原市総合防災マップの更新を行い、浸水想定区域の追加など掲載内容を充実化

住まいの地域にどのような災害リスクがあるのかを事前に確認し、的確な避難行動につなげることができるよう柏原市総合防災マップの更新を行いました。

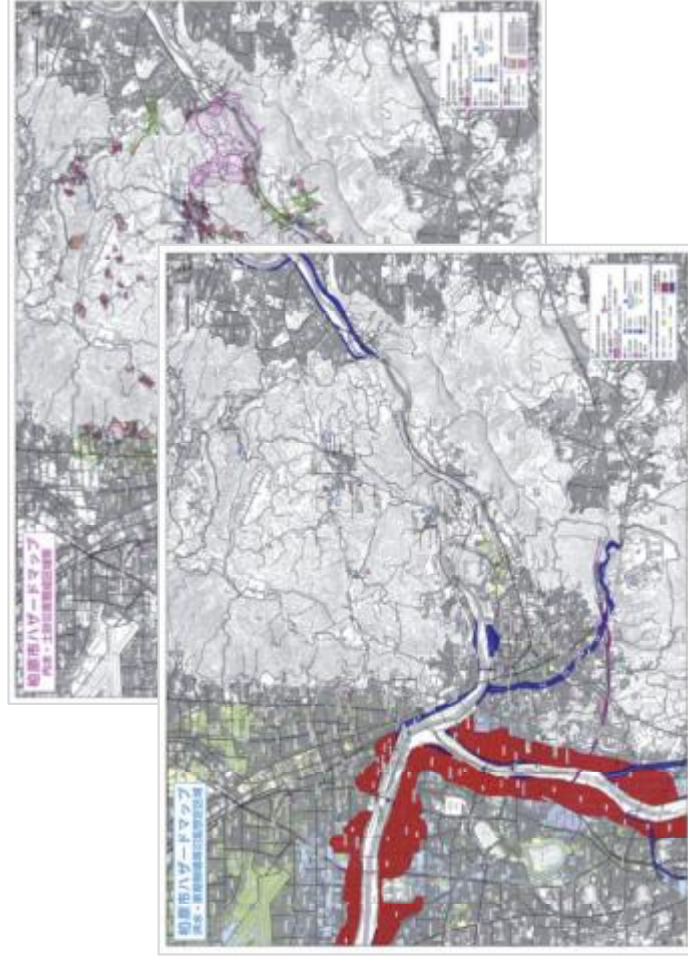
○主な更新内容

- ・**石川、原川**の浸水想定区域図の追加に加え、これまで別冊で周知していた浸水害やため池の災害リスクを集約して掲載しました。
- ・**市域全体の災害リスク**が一目で確認できるよう、冊子とは別に付録地図を追加しました。
- ・パソコン、スマートフォンから閲覧できるWEB版ハザードマップを新たに作成しました。

WEB版ハザードマップはこちらから ▶



総合防災マップ冊子



付録地図(全域マップ)

取組内容 コミュニティタイムラインの作成を通して、地域が取り組むべき防災行動の共有を図りました

○実施概要

【日時】 令和4年11月13日（日） 9：00～12：00

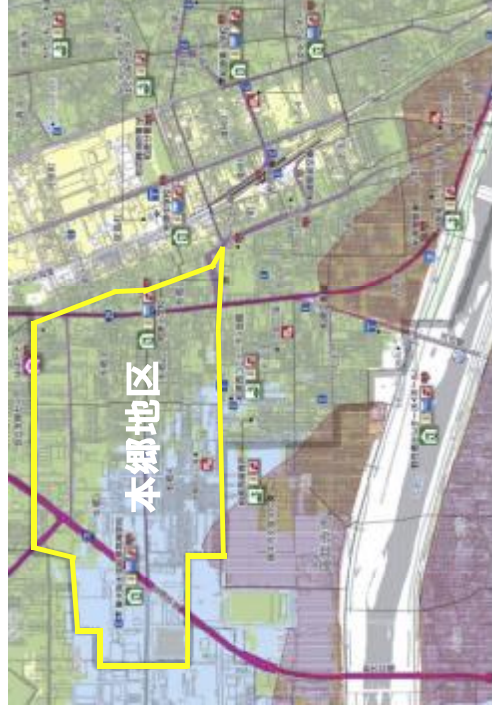
【場所】 本郷総合会館

【参加者】 区長、自主防災組織など 約30名

【災害リスク】 大和川による洪水

【演習の流れ】

- ①大阪府八尾土木事務所から地域に想定される災害リスクに関する講話
- ②ワークショップ形式により、各町会単位でのコミュニティタイムラインの検討及び作成
- ③各町会単位で発表を行い、地区全体で取組内容の共有



災害リスクに関する講話



コミュニティタイムラインの検討・作成



地域の取組内容の発表

取組内容 要配慮者施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施・報告の促進について

◆経緯

平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、東大阪市地域防災計画において、浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設を位置付けた。これにより要配慮者利用施設として位置付けられた施設の所有者または管理者は避難確保計画の作成が義務付けられ、さらに令和3年7月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難確保計画に基づく避難訓練の実施・報告も義務化された。当施設に対して更なる周知及び計画作成の促進に取り組んだ。

◆内容

平成29年6月の法改正を受けて、平成30年度に要配慮者利用施設の庁内所管部署が集まり、要配慮者利用施設への案内文・避難確保計画の雛型（東大阪市版）・施設一覧など全庁的に統一して取り組めるように会議を重ねた。さらに令和3年5月に避難訓練の実施・報告も義務化されたことを受け、市独自の避難訓練実施報告書を作成し、庁内所管部署が集まった会議を通じて施設に対する周知徹底を図った。

◆効果

- ・庁内で共通認識を持って該当施設へ避難確保計画の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施・報告について、庁内連携を図りながらスムーズに案内できた。
- ・市独自の避難確保計画の雛型を作成したことで提出の迅速化に繋がり、令和4年9月末で作成率97%まで達した。

【本編】

- 治水ダムの防災情報に関する記載追加（第5章第9節）
 - 治水ダム（安威川ダム、箕面川ダム、狭山池ダム）に関する、事前放流や緊急放流などの防災情報の内容及び連絡系統図等を記載。
- 国の洪水予報発表基準変更に伴う修正（第5章第1節、同第3節）
 - 氾濫危険情報の発表基準について、従来の氾濫危険水位到達時における発表に加え、急激な水位上昇により同水位を超えると見込まれる場合にも発表される旨を記載。
- 大阪府管理河川における洪水浸水想定区域の指定追加（第17章第1節）
 - 大阪府管理の洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川（その他河川）における洪水浸水想定区域の新たな指定状況を反映。
- 各機関の組織変更や改称、連絡系統図等の修正（第5章第7節ほか）
 - 市町村や関係機関等の組織名や連絡先、連絡系統図等を最新の情報に修正。

令和5年度版大阪府水防計画 改定の概要

【資料編】

- 治水ダムに関する操作規則、操作細則、事前放流実施要領等の追加、一部修正
 - ダム完成(予定)に伴う安威川ダムの操作規則(案)、操作細則(案)の追加。
 - 国通知「ダム放流による通知、情報提供の具体的措置(案)」等を踏まえた
 - ・箕面川ダム、狭山池ダムの操作細則及び工事中における安威川ダム操作運用の一部修正。
 - ・事前放流実施要領、防災情報に関する通知様式の追加。

■ 洪水浸水想定区域指定の概要

水防法に基づき国土交通大臣または都道府県知事が洪水浸水想定区域を指定することにより、以下が義務化となる

- ▶ 市町村による避難体制の構築（ハザードマップの作成・配布、地域防災計画への洪水に関する情報の伝達方法や要配慮者利用施設の名称・所在地等の記載 など）
- ▶ 不動産取引時における洪水リスクの説明

■ 水防法改正の背景と概要

近年、これまで水防法に基づき洪水浸水想定区域を指定することとされていた河川以外の、水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。円滑かつ迅速な避難等のための適切な洪水浸水リスク情報の提供が全国的な課題となっている。

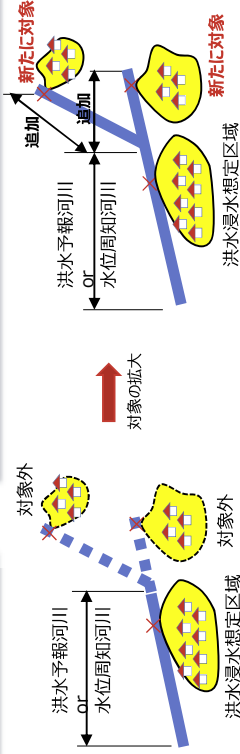
このような背景から令和3年7月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象が追加された。

（従来の対象河川）

- 洪水予報河川
- 水位周知河川

（法改正による対象河川の追加）

- 防御対象※1があり、水位等の情報※2が入り可能な河川
- 特定都市河川



- ※1 住宅、要配慮者利用施設、避難者が居住・滞在する建築物、避難施設、避難路、その他避難に供する施設
- ※2 河川管理者が取得する水位情報のほか、気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報（キキル）

■ 大阪府のこれまでの取組

- ▶ 平成17年度～ [水防法に基づく取組]
 - ・洪水予報、水位周知河川<39河川>の浸水想定区域の公表・指定（1/100）
- ▶ 平成22～24年度 [府管理河川のリスク周知]・・・リスク情報空白地帯は解消
 - ・全154河川の洪水リスク表示図を公表（1/10、1/30、1/100、1/200）
- ▶ 平成27年度 [水防法改正に伴う想定最大規模リスクの追加]
 - ～令和3年度 [水防法改正に伴う区域指定対象河川の拡大]
 - ・全154河川の浸水想定区域図の作成（1/100、L2）及び洪水リスク表示図の更新（1/10、1/30、1/100、L2）
 - ・洪水予報、水位周知河川<39河川>及びその他河川<6河川>について浸水想定区域の指定（1/100、L2）

■ 大阪府の方針

【基本方針】

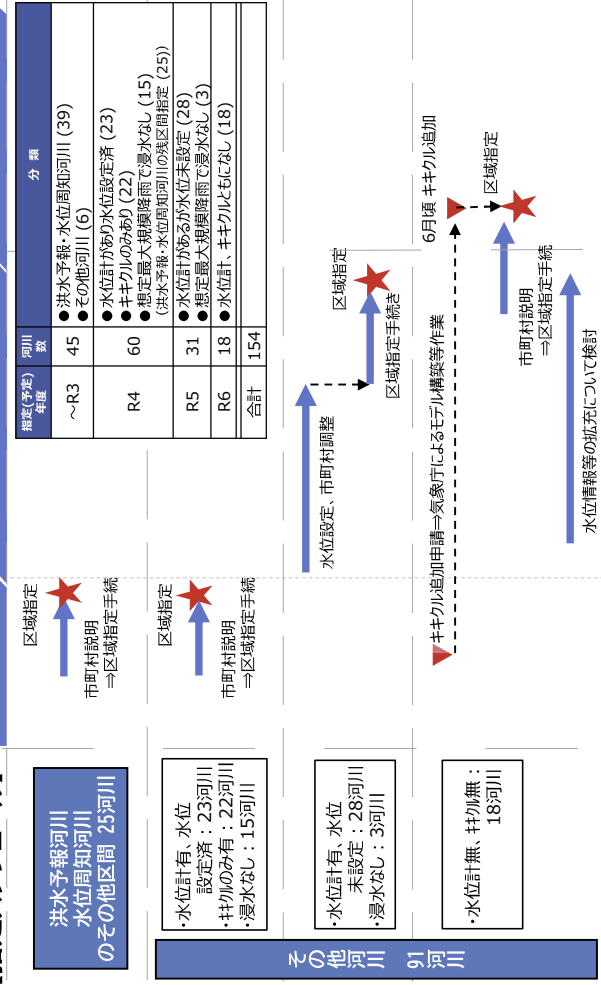
令和6年度出水期を目的に、全ての府管理河川を対象として洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。（国の方針は令和7年度までに指定完了）

【区域指定の進め方】

- 指定範囲の設定
 - ・浸水想定と防御対象を重ね合わせた上で、リスク情報空白域が発生しないよう、人家や道路等の避難時に使用する施設が含まれる範囲を漏れなく設定
 - 水位情報等の取得の準備
 - ・水位計があるが水位が未設定（28河川）⇒避難情報のトリガーとなる水位の設定
 - ・水位等の情報がない河川（18河川）⇒キキルの対象河川拡大（気象庁と調整し、令和6年6月頃に拡大予定）

- 準備の整った河川から洪水浸水想定区域の指定

【指定スケジュール】



【リスク周知】

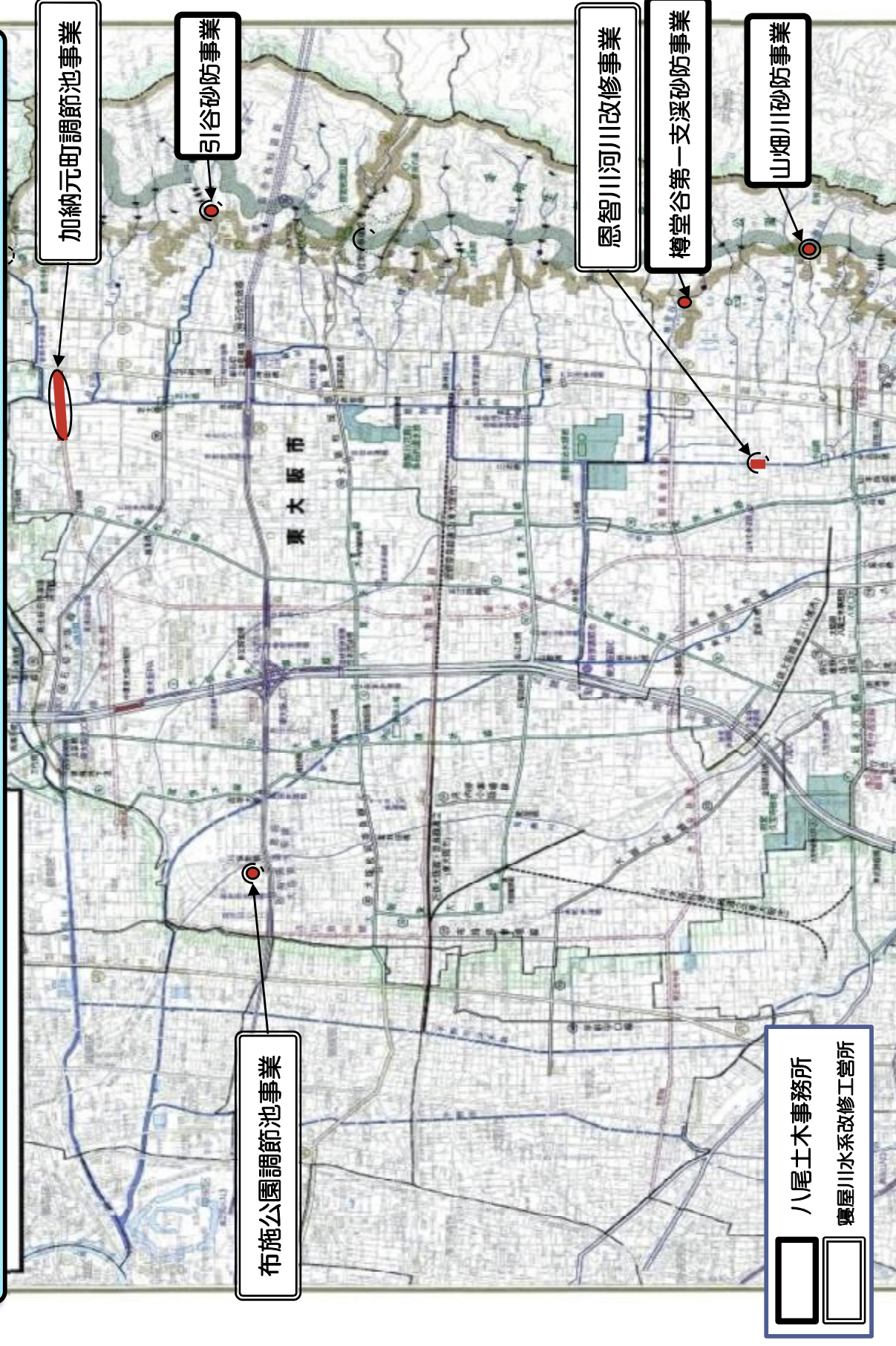
- 市町村が作成するハザードマップによる住民等への周知 «避難»
- 宅地建物取引業者、各市町村農業委員会、開発許可認認局への周知 «土地利用»
- 府HP、国HP（かさねるマップ、浸水ナビ）における公表や、流域治水の取組（タイムライン、要配慮者利用施設の避難確保計画作成）等のあらゆる機会を捉えて洪水リスクを周知

河川管理施設の整備等に関する事項

資料12

河川管理施設の整備等（令和5年度の整備内容）

中河内地域の河川管理施設等（地下河川・増補幹線除く）の整備状況（令和5年度）



河川管理施設の整備等に関する事項

寝屋川南部地下河川と 下水道増補幹線の整備状況

- ◆現状
- 貯留量：100万㎡
- 集水区域：8,000ha（供用済7,800ha）

令和元年度完成
約1,200ha

大阪市街路事業との共同事業により、用地買収（地上権設定）を実施

H2年度～順次区域拡大
7,800ha 供用済

凡例

寝屋川水系改修工箇所

地下河川（整備中）

地下河川（完成）

東部流域下水道事務所

下水道増補幹線（整備中）

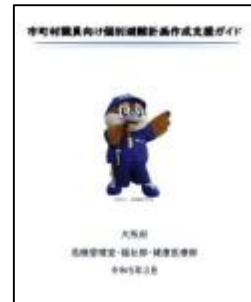
下水道増補幹線（完成）



個別避難計画作成支援について

「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」策定の経緯

- 令和3年5月災害対策基本法改正により、個別避難計画作成が市町村の努力義務に。
- 国の指針において、優先度の高い方（ハザードの有無、マップ上で危険な地域にお住まいの方や要介護度や障害の程度により市町村が基準を決定）について、おおむね5年以内に作成することが示された。
- 府内市町村の危機管理担当部署より、個別避難計画作成に向けた進め方に苦慮されているご意見を受け、大阪府は、効率的な計画作成の参考にさせていただくことを目的に「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を令和5年3月末に策定。



支援ガイドの主な内容

- 個別避難計画作成に向けた進め方を提示するとともに、府内市町村等の具体的な事例を紹介しております。（次頁の全体像をご覧ください）

コミュニティタイムライン等との連携

- 「計画作成推進に向けた多様なアプローチ」の計画作成推進に向けた環境、仕組みづくり等の具体例を紹介する章では、コミュニティタイムラインと連携した作成事例を紹介しております。
- コミュニティタイムラインや地区防災計画の作成等により、自主防災組織や自治会等地域と関わる際には、個別避難計画作成のきっかけになるよう、ご検討ください。
 - 当該の地域に避難行動要支援者がおられるか、ご確認ください。
 - おられる場合は、その方の避難についてお考えいただくよう、働きかけをお願いします（地域の方、ご本人のどちらでもかまいません）。

- 個別避難計画は、大規模災害の教訓のもと、災害時に誰一人取り残さない（ご本人が避難することをあきらめない）ための重要な手段です。
 - まずは、ご本人（地域の方）の命をまもることを考えていただくことが重要です。
 - 最初は全ての項目が充足しなくてもかまいません。ご本人（または地域）が徐々によい計画に繋げていただければ幸いです。
 - 計画が1件でも作成できれば、その経験を元に他の方や地域で応用や発展が可能です。
- 当計画作成が、福祉や健康医療等他の部署のご担当である市町村におかれましては、連携して作成の推進をお願いします。
- 支援ガイドは大阪府HPからダウンロードできます。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/saigaitaisaku/index.html>
- ご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
 大阪府 危機管理室 防災企画課 地域支援グループ 電話：06-6944-9128（直通）

市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド全体像

全体構成

★個別避難計画作成に向けた進め方を提示するとともに、
府内市町村等の具体的な取組事例を紹介

第1章 基本的な事項

第2章 作成前準備

- ・個別避難計画作成の流れ ・計画作成を通じた地域共生社会づくり
- ・府の取組 ・庁内体制の整備 ・計画の優先度の検討
- ・モデル地区の選定 ・避難行動要支援者の同意

第3章 計画作成に向けた3つの進め方と具体的な取組事例

○計画作成への進め方を3つ(福祉・医療専門職の協力を得て作成、地域の協力を得て作成、本人・家族が作成)に分類し、府内市町村の具体的な取組事例とともに紹介

①主に福祉・医療専門職の協力を得て作成する進め方
例:東大阪市、豊中市

②主に地域の協力を得て作成する進め方
例:枚方市、泉佐野市、熊取町

③本人・家族・親族が記入し、作成する進め方
例:八尾市

第4章 計画作成推進に向けた多様なアプローチ

・計画作成推進に向けた環境、仕組みづくり等の具体例を紹介

市による避難先と
担い手の確保 ～大東市～

コミュニティタイムラインと
連携した計画作成 ～高槻市～

難病児・者の医療機関等に
よる支援 ～泉佐野保健所～

第5章 計画作成後

第6章 FAQ・他資料集

- ・計画作成後の実効性確保に向けた取組 ～岡山市～
- ・FAQ集 ・資料集:ガイド掲載事例市町等の各種様式、要綱等

内容のポイント

ポイント1:府内市町村の具体的手続き例を実務レベルで提示

ポイント2:マンパワーに配慮し広く展開可能な実例を厳選

ポイント3:各市町村担当者の思いやコメントを生の声として掲載

ポイント4:様式はそのまま使えるワード・エクセルで提供

ポイント5:個別避難計画の専門家である阪本教授による監修

今後の展開

- 市町村向け個別避難計画作成研修で活用
 - ・個別避難計画作成支援研修で教材として活用
- 個別避難計画作成関係者に広く配布
 - ・地域の自主防災組織、民生委員、福祉専門職の方にも広く配布
- 定期的なブラッシュアップ



防災気象情報の改善に係る取り組みについて

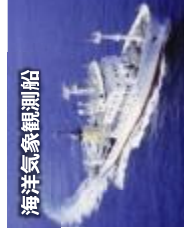
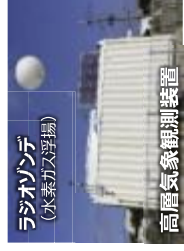
令和5年6月
大阪管区気象台

線状降水帯の予測精度向上等に向けた取組

線状降水帯の予測精度向上を前倒しで推進し、予測精度向上を踏まえた情報の提供を早期に実現するため、水蒸気観測等の強化、気象庁スーパーコンピュータの強化や「富岳」を活用した予測技術の開発等を早急に進めています。

観測の強化

- ・ 陸上観測の強化
- ・ 気象衛星観測の強化
- ・ 局地的大雨の監視の強化
- ・ 洋上観測の強化



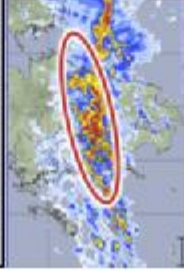
予測の強化

- ・ 高度化した局地アンサンブル予報等の数値予報モデルによる予測精度向上等を早期に実現するためのスーパーコンピュータシステムの整備
- ・ 線状降水帯の機構解明のための、梅雨期の集中観測、関連実験設備（風洞）の強化
- ・ 「富岳」を活用した予測技術開発



情報の改善

令和3(2021)年
線状降水帯の発生をお知らせする情報(6/17提供開始)



令和4(2022)年
広域で半日前から予測

令和5(2023)年～
(新たな取組み)
直前に予測(30分前を目標)

令和6(2024)年～
(1年前倒し)
県単位で半日前から予測

令和8(2026)年～
(新たな取組み)
さらに前から予測(2～3時間前を目標)

令和11(2019)年～
(1年前倒し)
市町村単位で危険度の把握が可能な危険度分布形式の情報半日前から提供

線状降水帯の雨域を表示

「迫りくる危険から直ちに避難」・・・段階的に予測時間を延ばしていく

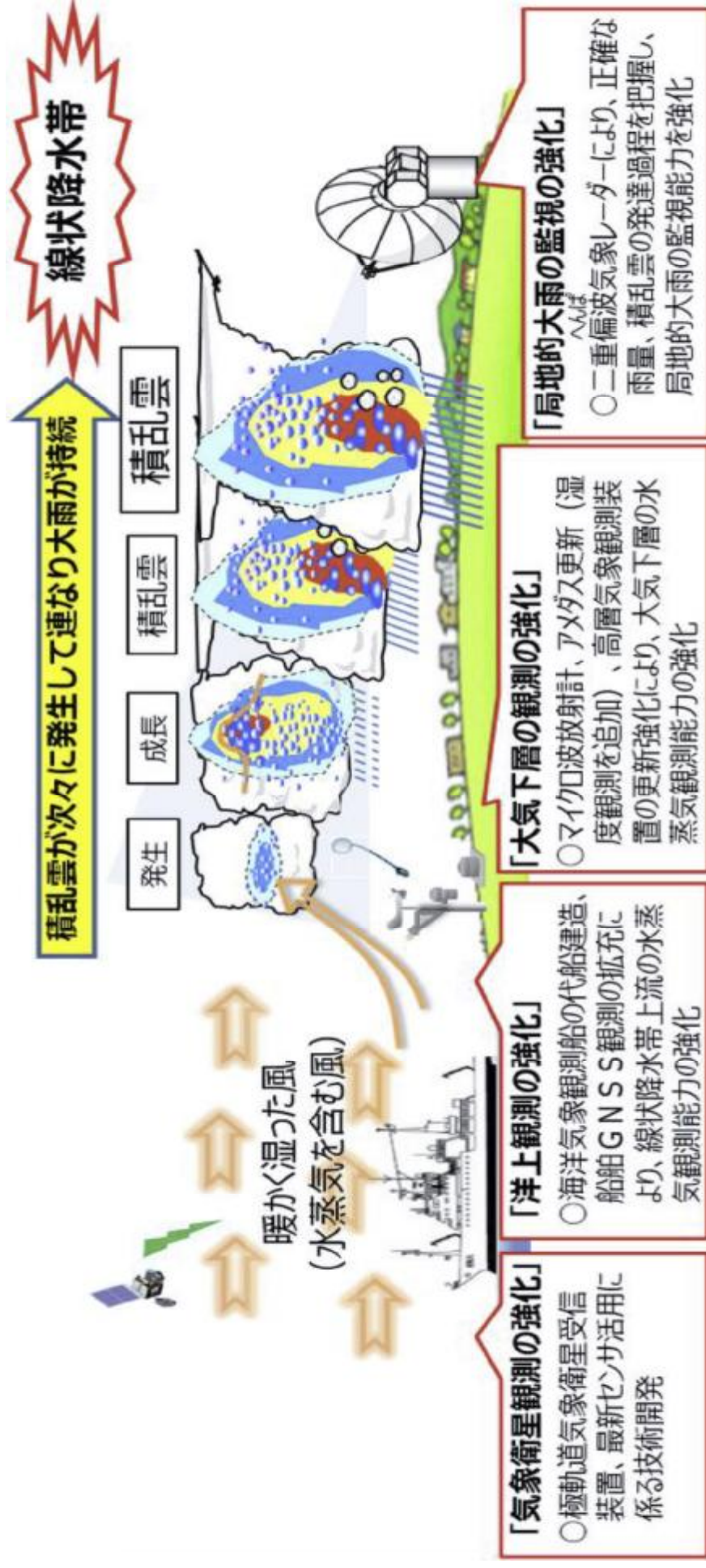
順次反映

線状降水帯による大雨の可能性をお伝え

※ 具体的な情報提供目標のあり方や避難計画等への活用方法については、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

観測の強化

水蒸気の観測強化と局地的大雨の監視強化



気象庁の水害対策(線状降水帯の予測精度向上と地域防災支援に向けた取組)
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/kuow/jma_suigai/jma_suigai.html

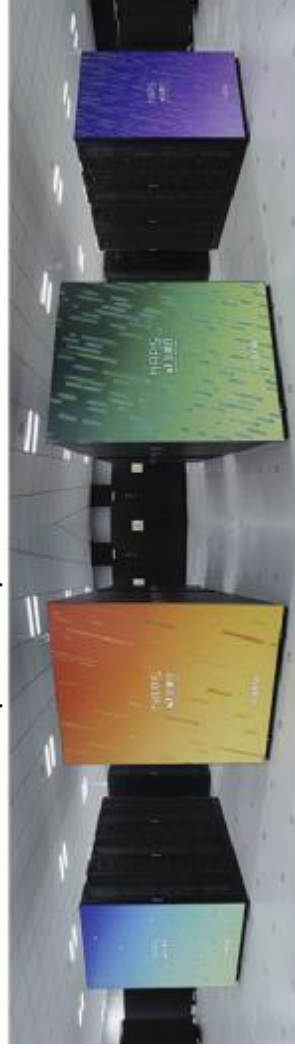
予測の強化

数値予報モデルの高解像度化 線状降水帯予測スーパーコンピュータの運用開始

令和5年
3月1日～

「線状降水帯予測スーパーコンピュータ」を活用し、
線状降水帯の予測精度の向上及び情報を改善します。

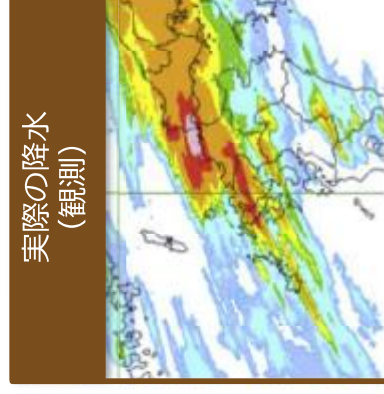
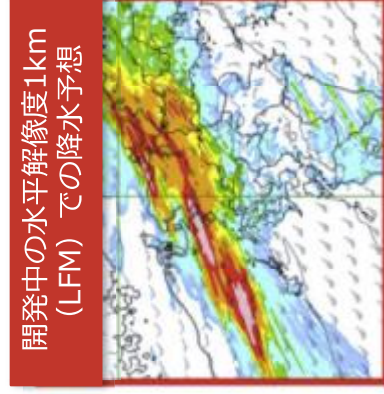
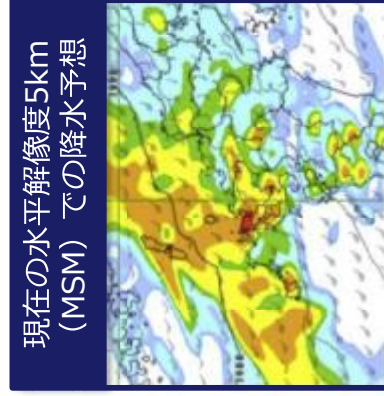
FUJITSU Supercomputer PRIMEHPC FX1000



令和5年度は水平解像度2kmの数値予報モデル（局地モデル）を半日前からの呼びかけにも
利用できるように（本運用：令和6年度）

令和7年度には水平解像度をさらに細かく1kmに高解像度化することを目指す

水平解像度1kmに高解像度化した局地モデルのイメージ



スーパーコンピュータ「富岳」を活用した予測事例の1つ。水平解像度1kmのモデルでは、
降水域の位置ずれ等の課題はあるものの、**強い降水を予測できる事例が増えることを確認。**



➤ 線状降水帯が発生したことをいち早くお知らせする、「顕著な大雨に関する気象情報」を提供しています。

令和3年
6月17日～

顕著な大雨に関する気象情報の例

顕著な大雨に関する〇〇県気象情報

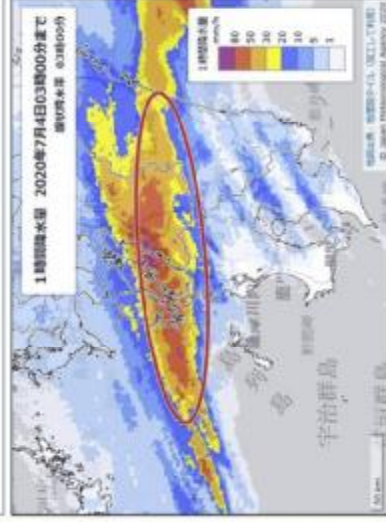
〇〇地方、〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いていきます。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

※ 線状降水帯がかかる大河川の下流部では今後危険度が高まる可能性があることにも留意する必要がある旨、ホームページ等に解説を記述する。

顕著な大雨に関する気象情報を補足する図情報の例

大雨に関する〇〇県気象情報 第〇号 令和〇年〇月〇日〇時〇〇分 〇〇地方気象台発表

〇〇地方と〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨や猛烈な雨が降っています。〇〇日〇〇まで、土砂災害、河川の氾濫に厳重に警戒してください。



次の「大雨に関する〇〇県気象情報」は、〇日〇時頃に発表する予定です。

一 顕著な大雨に関する気象情報 -

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所ですり続いていく状況を

「線状降水帯」という

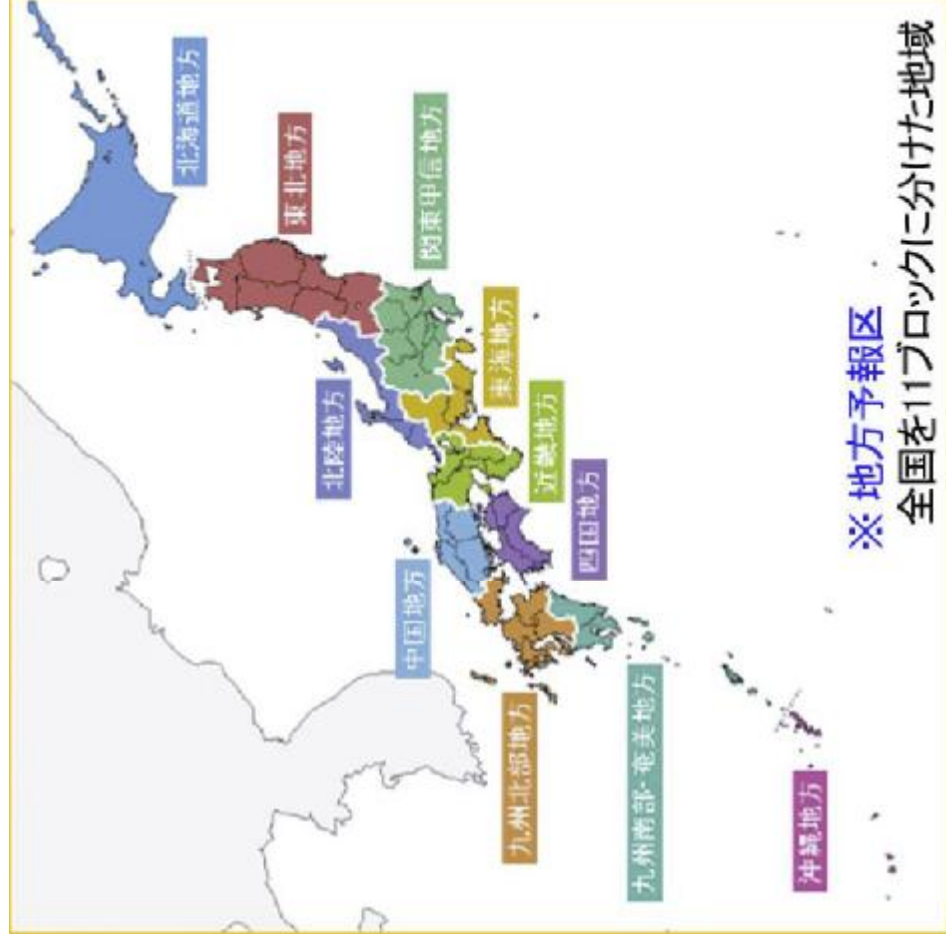
キーワードを使って解説

一 顕著な大雨に関する気象情報の発表基準 -

- ① 解析雨量（5kmメッシュ）において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500km²以上
- ② ①の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）
- ③ ①の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上
- ④ ①の領域内の土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において土砂災害警戒情報の基準を状況で超過(かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上)又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布)において警報基準を大きく超過した基準を状況で超過

令和4年
6月1日～

- 「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高い場合、「気象情報」において、半日程度前から地方予報区※単位等での呼びかけを行っています。



大雨に関する近畿地方気象情報 第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 大阪管区気象台発表

<見出し> (例)

近畿地方では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります。

線状降水帯が発生した場合は、局地的にさらに雨量が増えるおそれがあります。

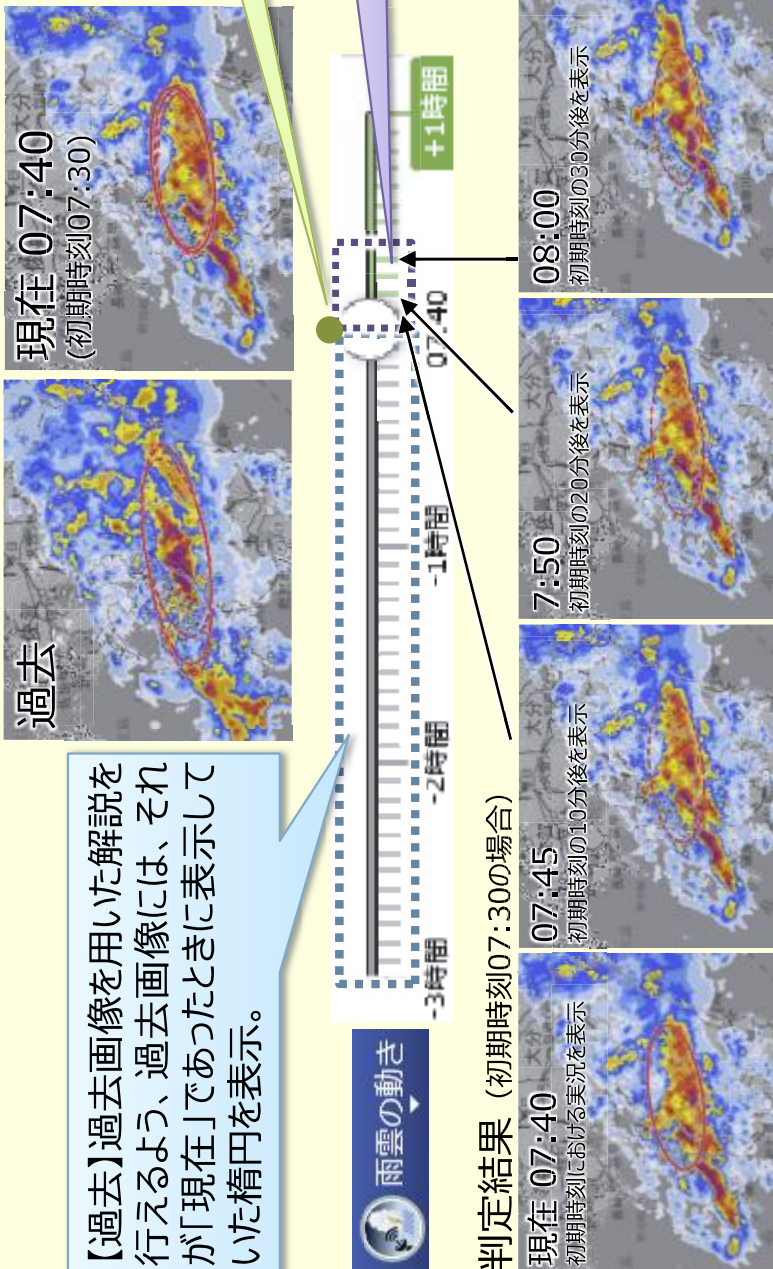
令和5年
出水期～

気象庁HPの表示

- 「顕著な大雨に関する気象情報」の発表条件に達した地域を地図上で大まかに把握できるように、気象庁HPの「雨雲の動き」、「今後の雨」の地図上に赤楕円で表示する。

【過去】過去画像を用いた解説を行えるよう、過去画像には、それが「現在」であったときに表示していた楕円を表示。

【現在】実況で解析された楕円を実線で、10～30分先に解析された楕円もすべて破線で表示。
計算に10分程度かかるため、初期時刻から約12分後に表示。



判定結果（初期時刻07:30の場合）

【10～30分先】各時刻の楕円を破線で表示。

大雨災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域（現在時刻の解析）

大雨災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域（10～30分先の解析）

- 「顕著な大雨に関する気象情報」が発表されたとき、どの領域で発表条件を満たしているのか、ひと目で分かる表示とする。
- 時間とともに消えてしまわないよう、表示期間の範囲内では、過去に遡って確認できるようにする。
- 30分先までで発表基準を満たした地域を表示しており、線状降水帯の「継続」や「終了」を予測するものではない。
- 解説しやすさのため、「現在」及び「過去」では、実況で解析された楕円のみ表示するボタンを新設

(参考) 大雨時に段階的に発表される防災気象情報

気象庁は様々な防災気象情報を発表しており、線状降水帯に関する情報は、この中のひとつ。この情報だけに着目するのではなく、段階的に発表される防災気象情報全体を活用いただくことが重要。

